

防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和 4 年防衛省訓令第 29 号）第 35 条第 2 項の規定に基づき、東北防衛局における保有個人情報等の安全管理等に関する細則を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

東北防衛局長 市川 道夫

東北防衛局における保有個人情報等の安全管理等に関する細則

（趣旨）

第 1 条 東北防衛局の保有する個人情報及び個人番号の安全及び正確性の確保のために必要な措置については、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和 4 年防衛省訓令第 29 号。以下「訓令」という。）及び防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について（防官文第 6174 号。4. 3. 30。以下「通達」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

（特定個人情報）

第 2 条 特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱うことができる保護管理者は、別紙第 1 に掲げるとおりとし、それ以外の保護管理者が特定個人情報等を取り扱うことは厳に禁止する。

2 個人番号取扱者（訓令第 23 条第 1 項において指定される担当者のうち、各個人番号関係事務において、個人番号を取り扱う事務の担当者をいう。以下同じ。）は、職員及び当該職員の扶養親族以外の者に対する個人番号の提供の求めについて、個人番号の利用目的を記載した書類の明示、個人番号の提出先等の連絡その他の事務を他の課等の職員に依頼することができる。ただし、この場合においても、依頼を受けた課等の職員が特定個人情報等を取り扱うことは厳に禁止する。

3 個人番号取扱者は、職員及び当該職員の扶養親族に対する個人番号の提供の求めについて、個人番号の利用目的を記載した書類の明示、個人番号の提出先等の連絡その他の事務を課等の庶務担当者等に依頼することができる。

ただし、この場合においても、依頼を受けた庶務担当者等が特定個人情報等を取り扱うことは厳に禁止する。

(保護管理者)

第3条 訓令第11条第2項の規定に基づく保護管理者は、防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）第7条に規定する文書管理者とする。

(保護責任者及び保護責任者補助者)

第4条 保護管理者は、訓令第12条第1項の規定に基づき保護責任者を指定した場合及び第13条の規定に基づき保護責任者補助者を指定した場合は、指定書の写しを訓令第9条第2項に規定する機関等副主任保護管理者に提出するものとする。

(監査主任者)

第5条 訓令第16条第2項の規定に基づく機関等監査主任者は、総務部長とする。

(管理)

第6条 保護管理者は、訓令第23条第1項の規定に基づき、特定個人情報等の担当者を指定する場合は、別紙第2によるものとし、その都度、当該指定簿の写しを機関等副主任保護管理者に提出するものとする。

2 前号に規定する指定簿は、通達第13第1項に規定する保有個人情報等管理台帳と一体として保管するものとする。

3 局OAネットワーク・システム（東北防衛局の情報保証に関する規則（平成19年東北防衛局達第23号）別表に規定する局局OAネットワーク・システムをいう。以下同じ。）に特定個人情報等を記録することは、禁止する（ただし、可搬記憶媒体に記録するため、局OAネットワーク・システムに特定個人情報等を記録する場合を除く。この場合において、局OAネットワーク・システムに記録した特定個人情報等の電磁的記録は、可搬記憶媒体に記録後、確実に速やかに消去するものとする。）。

4 保護管理者は、通達第16に基づき、特定個人情報等を取り扱う事務の担当者以外の者の立入りを禁止する掲示をするとともに、個人番号の覗き見を防止するなどの措置を講じるものとし、その内容を機関等副主任保護管理者

に通知するものとする。

- 5 保護管理者は、保有個人情報の電磁的記録を作成、取得した場合は、通達第12の1(2)の規定に関わらず、その記録にパスワードを設定し、通達第14に定める標記を表示するとともに、ファイル名に個人情報が含まれていることを明確に表示するものとする。なお、記録の形式上やむを得ずパスワードの設定、標記の表示ができないときは、当該個人情報の秘匿性に応じたアクセス制限等の安全管理を行うものとする。

(点検)

- 第7条 訓令第24条第1項の規定に基づく定期点検は、毎年12月1日を基準日として実施するものとし、その結果を毎年12月20日までに機関等主任保護管理者に通知するものとする。

(監査)

- 第8条 訓令第25条第1項の規定に基づく定期監査は、年1回実施するものとし、その細部については、機関等監査主任者から通知するものとする。

(業務の委託)

- 第9条 通達第23第2項の規定に基づく誓約書は、別に定めがある場合を除き、別紙第3によるものとし、業務委託契約の条項中に規定を設けるものとする。

(非常時における対応措置)

- 第10条 保護管理者は、訓令第32条の規定に基づき非常時における対応措置を別紙第4により定め、その写しを機関等副主任保護管理者に提出するものとする。

附則

この細則は、令和4年4月1日から施行する

特定個人情報及び個人番号を取り扱うことができる保護管理者

保護管理者	個人番号関係事務	備 考
総務部総務課長	雇用保険等関連事務	
総務部会計課長	源泉徴収票等作成事務	
	支払調書作成事務	
三沢防衛事務所長	源泉徴収票等作成事務	独立行政法人駐留軍等労働者 労務管理機構から受領したも のに限る
	雇用保険等関連事務	

特定個人情報及び個人番号担当者指定簿

保有個人情報等の名称：

[illegible]

保有個人情報等の保護に関する誓約書

支出負担行為担当官

東北防衛局長 殿

私は、貴局に派遣されるにあたり、以下の事項を遵守することを誓約します。

- 1 私は、東北防衛局への派遣労働者として、貴局が保有する個人情報及び個人番号に関する法令等を十分に理解し、これを遵守するとともに、今後、法令等の改正等、変更があった場合はこれに応じます。
- 2 私は、東北防衛局への派遣中はもちろん、派遣終了後においても、東北防衛局への派遣中に知り得た個人情報及び個人番号を開示し、漏えいし、又は使用しないことを誓います。

年 月 日

住所：_____

氏名：_____（自筆）

災害等の非常時における保有個人情報等の管理要領

防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和 4 年防衛省訓令第〇号）第 17 条の規定に基づき、災害時等の非常時における対応措置を下記のとおり定める。

記

1

2

3

年 月 日

保護管理者

〇〇課長

官職 氏名